7　フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

8　オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同国は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自国宛ての書留郵便物又は開袋継越通常郵便物を引き受けない。同国は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。

9　中華人民共和国は、香港特別行政区を除くほか、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。

10　ラトビア及びモンゴルは、自国の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

11　ブラジルは、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人払有価証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

12　ベトナムは、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。

13　インドネシアは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手、外国の貨幣又は各種の持参人払有価証券を包有する自国宛ての書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14　キルギスは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物、保険付通常郵便物又は小形包装物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物又は包装物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

15　アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

16　モルドバ及びロシア連邦は、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

17　フランスは、条約第十八条3の規定の適用を妨げることなく、物品を包有する郵便物が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。

第八条　小包郵便に関する禁制

1　ミャンマー及びザンビアは、自己の規則に抵触するため、条約第十八条6.1.3.1に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。

2　レバノン及びスーダンは、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの国は、小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。

3　ブラジルは、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

4　ガーナは、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

5　サウジアラビアは、条約第十八条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同国は、権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6　オマーンは、条約第十八条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。

6.1　権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品

6.2　消火のための製品及び液状の化学物質

6.3　イスラム教の原理に反する物品

7　イラン・イスラム共和国は、条約第十八条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

8　フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けないことができる。

9　オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する郵便物を引き受けない。

10　中華人民共和国は、硬貨、紙幣、持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けない。また、同国は、香港特別行政区を除くほか、硬貨、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。

11　モンゴルは、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受けない権利を留保する。

12　ラトビアは、硬貨、銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

13　モルドバ、ウズベキスタン、ロシア連邦及びウクライナは、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14　アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

第九条　関税を課される物品

1　バングラデシュ及びエルサルバドルは、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。

2　アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラ・ボリバル共和国は、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。